令和元年度

熊谷市自治基本条例審議会

会　議　資　料

日　時：令和２年２月１９日（水）
　　午前９時３０分から
場　所：熊谷市役所本庁舎　３０２会議室

令和元年度　熊谷市自治基本条例審議会　次第

日時：令和２年２月１９日（水）午前９時３０分
場所：熊谷市役所本庁舎　３０２会議室

１　開　会

２　委嘱状の交付

３　市長あいさつ

４　委員の紹介

５　会長・副会長の選出

６　議　事

⑴　自治基本条例の推進状況について

⑵　その他

７　閉　会

熊谷市自治基本条例審議会委員名簿

No.	役職	委員区分（※）	氏　名
1	委員	第１号	濵畑　芳和
2	委員	第１号	依田　悦代
3	委員	第１号	出浦　尚明
4	委員	第１号	小谷野　操男
5	委員	第１号	上村　悦子
6	委員	第１号	安藤　君子
7	委員	第２号	加藤　英明
8	委員	第２号	渡辺　和敏

（敬称略）

※　条例第３条第２項による区分

回答票（自治基本条例推進状況検討資料）

1　条例の目的（第１条関係）及び審議会の役割（第２３条関係）について

⑴　意義

本市の自治の基本原則の定立
自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割の明確化
　｝により（手段）

市民主体のまちづくりの推進
豊かで活力ある地域社会の実現
　｝を目指す（目的）

⇧

自治基本条例審議会・・・条例の適切な運用を図るために設置

⑵　主な取組

ア　条例の適切な運用による市民との協働のまちづくりの推進

イ　各種の成果指標等による推進状況の監視・把握

⑶　成果指標等

※　◎は第２次総合振興計画と共通の成果指標であることを示す（以下の項目についても同様）。

※　◎の「めざそう値」は第２次総合振興計画前期基本計画における数値。

○自治基本条例を知っている人の割合

○市民参加及び協働の取り組みを知っている人の割合

区　分	H26	H27	H28	H29	H30
設問「熊谷市が「自治基本条例」を制定し、参加と協働のまちづくりを進めていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	15.8%	13.5%	13.5%	14.9%	12.7%
設問「市民が直接市政に参加する取組として、審議会等の委員の公募や意見公募手続（パブリックコメント）が行われていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	13.2%	12.3%	12.8%	13.7%	17.3%
設問「市民協働の取組として、協働事業提案制度などが行われていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合					6.9%

※　まちづくり市民アンケート調査（平成31年2月実施。アンケート配布数3,000通（市内に在住する18歳以上の男女を無作為抽出）・回収数1,125通・回収率37.5%）による。

2　協働の原則（第４条関係）について

⑴　意義

市民と市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進める。

⑵　具体的な取組

協働事業提案制度　市民協働「熊谷の力」事業

⑶　成果指標等

○協働事業提案制度における提案数

H26	H27	H28	H29	H30	R1
5 件 （5 件）	5 件 （4 件）	4 件 （4 件）	6 件 （3 件）	4 件 （4 件）	4 件 （2 件）

※　提案数（採択数）

（参考１）平成 31 年度実施予定事業一覧（30 年度に提案・採択された事業）

事業名	概　要
ホタル保護啓発看板設置事業	ほたる坂通り（市道江南 110 号線）に啓発看板を 3 基設置。 ⑴看板の設置箇所（車から見やすい場所） ・保安林（文化財センター東） 2 基 ・中学校の柔道場南　1 基 ⑵看板の内容、デザイン ・ほたる坂通りの名称 ・金子兜太先生の蛍の句を引用 ・小中学生にも親しめるもの（ホタルのイラスト等）
ごみ分別PR動画作成事業	⑴市民活動団体において、ごみ分別動画脚本の作成を行う。 内容例（A リサイクルの流れ　B ごみの分別方法　C ごみ減量） ⑵動画撮影および動画編集。 ⑶YouTube の熊谷チャンネルにて動画公開および、熊谷市ホームページにて広報。 ⑷環境イベント等で動画再生を行う。
打ち水大作戦サポーター養成事業	熊谷市内で打ち水を普及させることにより暑い熊谷のイメージを改善する。さらに星川周辺区域でのイベントを活用して中心市街地の活性化を図る。そのために打ち水サポーターを養成し、環境人材の育成を図る。
ピンクリボンライトアップ事業	毎年 10 月は世界的なピンクリボン月間です。わが町のがん検診率向上のために国宝歓喜院聖天さま境内平和の塔をピンクリボンにライトアップし、がん検診へ向けた受診行動へ繋がるようにしたい。

（参考２）令和２年度実施事業一覧（元年度に提案・採択された事業）

事業名	概　要
くまっしぇ育自サイト開設事業	身近にいる支援者からの応援ツールとして育児中の親に活用してもらうもの。親たちの心の変化や子どもの成長に伴う悩みや解決法に支援者からの言葉を寄り添わせ、育児を通して自分らしい親を探る「育自」を支援する。
身体障害児の生活調査等事業	身体障害児（肢体不自由）の成長は、学齢期（二次性徴期）を境に生活上の困難が増していく。身体障害児に焦点をあてた地域福祉の現状と課題を行政機関、福祉に携わる専門職、市民で共有するための調査と啓発を行う。

3　情報共有の原則（第５条関係）及び情報の提供（第１６条関係）について

⑴　意義

ア　市民と市は、まちづくりに関する情報を共有する。

イ　市は、市政に関する情報を、分かりやすく適切に提供するよう努める。

⑵　具体的な取組

ア　市報くまがやの発行

イ　市ホームページの運営

ウ　地域ポータルサイト（あついぞ.com）の運営

エ　企業紹介支援サイト（チャレンジ・ステージくまがや）の運営

オ　情報公開条例による情報の公開

⑶　成果指標等

◎「市報くまがや」に満足している市民の割合

区　分	H26	H27	H28	H29	H30	めざそう値
設問「「市報くまがや」の読みやすさやわかりやすさに満足していますか」に「はい」と回答した人の割合	69.1%	68.5%	69.6%	67.5%	78.3%	75.0%

※　前掲のアンケート調査による。

◎ホームページのアクセス数（単位：件数/年間）

H26	H27	H28	H29	H30	R1(12/31現在)	めざそう値※月間
1,788,980	2,215,155	2,225,349	2,577,436	2,960,183	2,813,949	220,000

○地域ポータルサイト（あついぞ.com）のアクセス数（単位：件数/年間）

H26	H27	H28	H29	H30	R1(12/31現在)
992,348	955,562	2,725,559	3,614,179	3,083,732	2,350,674

○企業紹介支援サイト（チャレンジ・ステージくまがや）のアクセス数（単位：件数/年間）

H26	H27	H28	H29	H30	R1(12/31現在)
107,202	121,931	102,382	98,304	136,810	78,208

（参考）情報公開制度の実施状況（単位：件数）

区　分		H26	H27	H28	H29	H30	R1(12/31現在)
請求･申出		100	177	238	208	309	283
処理結果	全部公開	47	136	163	125	195	204
	部分公開	44	49	71	66	135	78
	非公開	15	4	15	25	23	36
	合計	106	186	249	216	353	318

※　１件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、請求･申出と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

４　市民参加及び協働の推進（第１３条関係）について

⑴　意義

ア　市は、市民参加・協働によるまちづくり推進に努め、その体制を整備する。

イ　市は、政策形成過程への市民の主体的参画の実現に努める。

ウ　市は、情報の提供、相談等により市民との連携を図る。

⑵　具体的な取組

ア　市民活動支援センターの運営

イ　熊谷市民公益活動促進事業「はじめの一歩助成金」の交付

ウ　公園サポーター制度の活用

⑶　成果指標等

○市内のＮＰＯ法人の数

H26	H27	H28	H29	H30	R1 (12/31 現在)
79 法人	81 法人	84 法人	83 法人	88 法人	88 法人

○市民活動情報サイト登録団体数

H26	H27	H28	H29	H30	R1 (12/31 現在)
89 団体	93 団体	92 団体	92 団体	93 団体	90 団体

○市民活動講座への参加者数

H26	H27	H28	H29	H30	R1 (12/31 現在)
396 人	477 人	402 人	399 人	650 人	779 人

◎市民活動支援センターに登録している利用団体数

H26	H27	H28	H29	H30	R1 (12/31 現在)	めざそう値
183 団体	206 団体	212 団体	228 団体	244 団体	257 団体	230 団体

○「はじめの一歩助成金」の交付件数

H26	H27	H28	H29	H30	R1 (12/31 現在)
5 件	5 件	11 件	8 件	4 件	7 件

※スタート助成金の交付件数とチャレンジ助成金の交付件数の合計

◎公園サポーター制度を導入している割合

H26	H27	H28	H29	H30	R1 (12/31 現在)	めざそう値
69%	70%	73%	74%	73%	74%	80%

５　審議会等の委員の選任（第１４条関係）について

⑴　意義

市は、委員の一部の公募に努め、男女の均衡等委員の構成に配慮する。

⑵　具体的な取組

ア　各種審議会等での公募委員の委嘱

イ　審議会の委員への女性登用の推進

⑶　成果指標等

◎各種審議会への女性の登用率

H26	H27	H28	H29	H30	R1	めざそう値
27.3%	27.4%	28.2%	24.8%	26.6%	27.3%	40%

※　「各種審議会」とは、行政委員会及び法律・条例設置の附属機関を指す。また、「登用率」とは、女性委員数を委員総数で除した数をいう（対象年度の４月１日現在）。

○附属機関である審議会等における委員公募及び女性登用の状況

（括弧内は全体に対する割合）

区分		H26	H27	H28	H29	H30
公募	機関数	17 機関 (37.0%)	16 機関 (35.6%)	16 機関 (34.0%)	17 機関 (34.7%)	17 機関 (34.7%)
	委員数	56 人 (10.2%)	59 人 (11.5%)	50 人 (9.2%)	51 人 (9.1%)	53 人 (9.4%)
女性	機関数	40 機関 (87.0%)	38 機関 (84.4%)	42 機関 (89.4%)	44 機関 (89.8%)	45 機関 (91.8%)
	委員数	143 人 (26.0%)	133 人 (25.9%)	141 人 (26.0%)	154 人 (27.4%)	159 人 (28.1%)
全体	機関数	46 機関 (100.0%)	45 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)	49 機関 (100.0%)	49 機関 (100.0%)
	委員数	549 人 (100.0%)	514 人 (100.0%)	543 人 (100.0%)	563 人 (100.0%)	565 人 (100.0%)

※　全体は、休止中の附属機関を除いた数

◎男女共同参画が進んでいると思う市民の割合

区　分	H26	H27	H28	H29	H30	めざそう値
設問「普段の生活の中で男女共同参画が進んでいると思いますか」に「はい」と回答した人の割合	39.1%	38.8%	44.3%	41.1%	40.2%	70.0%

※　前掲のアンケート調査による。

６　コミュニティ（第１５条関係）について

⑴　意義

ア　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的なコミュニティ活動への参加に努める。

イ　市は、コミュニティの育成を図り、その活動を支援する。

⑵　具体的な取組

ア　市民まごころ運動推進事業（校区連絡会へ活動推進奨励金を交付）

イ　地域づくり応援事業（多世代参加型の事業に報奨金を支給）

ウ　自治会活動推進事業（自治会連合会に交付金、新任自治会長等の研修など）

⑶　成果指標等

○自治会加入率

地区	H26	H27	H28	H29	H30	R1(12/31現在)
熊谷	74.2%	73.2%	73.1%	73.0%	72.8%	72.3%
大里	76.6%	76.2%	75.8%	75.1%	74.6%	74.1%
妻沼	85.4%	84.6%	84.6%	83.8%	83.1%	82.5%
江南	73.6%	73.1%	72.1%	70.6%	69.9%	69.4%
全体	75.6%	74.7%	74.5%	74.2%	73.9%	73.4%

◎市民活動保険登録団体数

H26	H27	H28	H29	H30	R1(12/31現在)	めざそう値
1,146 団体	1,161 団体	1,185 団体	1,201 団体	1,205 団体	1,211 団体	1,240 団体

7　個人情報の保護（第１７条関係）について

⑴　意義

市は、個人情報を適正に管理する。

⑵　具体的な取組

ア　個人情報保護条例による適正な取扱い

イ　情報セキュリティポリシーによるセキュリティ対策

⑶　成果指標等

（参考）個人情報保護制度の実施状況（単位：件数）

区　分			H26	H27	H28	H29	H30	R1 (12/31 現在)
開示	受付		67	53	41	52	54	14
	処理結果	全部開示	27	13	9	13	17	3
		部分開示	42	38	30	35	37	12
		不開示	11	5	2	6	12	3
		合計	80	56	41	54	66	18
訂正等	受付		0	0	0	0	0	0
	処理結果	訂正	0	0	0	0	0	0
		削除	0	0	0	0	0	0
		目的外利用等の中止	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0

※　１件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、受付と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

８　説明責任（第１８条関係）について

⑴　意義

市は、政策形成過程について、市民に分かりやすく説明するよう努める。

⑵　具体的な取組

ア　審議会等の会議の公開

イ　会議概要の公開

⑶　成果指標等

○附属機関である審議会等の**会議**の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H26	H27	H28	H29	H30
公開	26 機関 (56.5%)	25 機関 (55.6%)	25 機関 (53.2%)	25 機関 (51.0%)	24 機関 (49.0%)
一部非公開	3 機関 (6.5%)	2 機関 (4.4%)	3 機関 (6.4%)	4 機関 (8.2%)	4 機関 (8.2%)
非公開	17 機関 (37.0%)	18 機関 (40.0%)	19 機関 (40.4%)	19 機関 (38.8%)	20 機関 (40.8%)
未決定	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0%)	0 機関 (0.0%)	1 機関 (2.0%)	1 機関 (2.0%)
全体	46 機関 (100.0%)	45 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)	49 機関 (100.0%)	49 機関 (100.0%)

※　全体は、休止中の附属機関を除いた数

○附属機関である審議会等の**会議概要**の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H26	H27	H28	H29	H30
公開	29 機関 (63.1%)	28 機関 (62.2%)	28 機関 (59.6%)	28 機関 (57.1%)	27 機関 (55.1%)
一部非公開	7 機関 (15.2%)	6 機関 (13.3%)	8 機関 (17.0%)	10 機関 (20.4%)	11 機関 (22.4%)
非公開	8 機関 (17.4%)	11 機関 (24.5%)	11 機関 (23.4%)	11 機関 (22.4%)	11 機関 (22.4%)
未決定	2 機関 (4.3%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)
全体	46 機関 (100.0%)	45 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)	49 機関 (100.0%)	49 機関 (100.0%)

※　全体は、休止中の附属機関を除いた数

(参考)一部非公開又は非公開とした場合の理由(H30・複数回答)

理　　由	機関数
法令又は条例(規則及び規程を含む。)の規定により、会議が非公開とされているため	8
熊谷市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うため	10
公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるため	8

９　応答責任（第１９条関係）について

⑴　意義

市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して、速やかに、かつ、誠実に応答するよう努める。

⑵　具体的な取組

ア　ハートフル・ミーティングの実施

イ　「市長へのメール・手紙」への返信

⑶　成果指標等

○ハートフル・ミーティングの実施状況

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (12/31 現在)
実施回数	12 回	12 回	12 回	9 回	12 回	11 回
意見の数	152 件	142 件	134 件	118 件	142 件	166 件

○「市長へのメール・手紙」の受信状況（単位：件数）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (12/31 現在)
メール	229	171	172	145	178	186
手紙	79	88	88	70	128	113
合計	308	259	260	215	306	301

※　原則として、返信を希望し、かつ、返信可能なものは、全て返信している。

10　意見公募手続（第２０条関係）について

⑴　意義

市は、重要な条例の制定・計画の策定等に当たって、意見公募手続の実施に努める。

⑵　具体的な取組

熊谷市意見公募（パブリックコメント）手続の実施

⑶　成果指標等

○意見公募手続の実施状況

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1(12/31 現在)
手続の実施件数	8 手続	7 手続	6 手続	7 手続	10 手続	4 手続
意見等の件数	11 件	15 件	7 件	47 件	22 件	17 件
1 手続当たりの意見等の件数	1.4 件	2.1 件	1.2 件	6.7 件	2.2 件	4.3 件

（参考）計画策定等に対する意見公募の状況（平成 30 年度）

No.	件名	意見の提出者数	意見の件数
1	熊谷市空家等の適切な管理に関する条例	1	2
2	熊谷市における屋外広告物に対する規制・誘導策及び熊谷市景観計画の変更及び熊谷市景観条例の改正	1	2
3	第 3 次熊谷市行政改革大綱	0	0
4	熊谷市立学校の適正な規模に関する基本方針	7	11
5	熊谷市情報化推進計画・官民データ活用推進計画（e－くまがやICT推進プラン 3）	0	0
6	「熊谷市中小企業振興条例」の改正	0	0
7	熊谷市自殺対策計画	1	1
8	「熊谷市男女共同参画推進計画」	0	0
9	「第2次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」	1	4
10	「第 3 次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」	1	2
	合　　計	12 人	22 件

（参考）計画策定等に対する意見公募の状況（令和元年度　R1.12.31 現在）

No.	件名	意見の提出者数	意見の件数
1	「(仮称)道の駅「くまがや」基本計画(案)」	6	16
2	熊谷市個別施設計画(案)	0	0
3	熊谷市第4次健康増進計画(案)	0	0
4	第2期熊谷市子ども・子育て支援事業計画(案)	1	1
	合　　計	7 人	17 件

11　都市経営（第２１条関係）について

⑴　意義

ア　市長は、行政組織の簡素化と健全な財政運営に努める。

イ　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努める。

⑵　具体的な取組

熊谷市行政改革大綱に基づく行政改革の取組

⑶　成果指標等

○一人あたりの市債残高

H26	H27	H28	H29	H30
366,746 円	354,684 円	344,051 円	332,859 円	323,597 円

※　「市債残高」は、一般会計、特別会計及び水道事業の各年度末における市債残高の合計額を翌年度初日の住民人口（外国人を除く。）で除したもの

◎市税の納税率

区分	H26	H27	H28	H29	H30	めざそう値
現年度分	98.63%	98.92%	99.00%	99.02%	99.07%	―
過年度分	24.74%	24.70%	28.36%	29.70%	32.61%	―
全体	94.63%	95.33%	96.22%	96.74%	97.14%	96.5%
県内順位	17 位	18 位	16 位	19 位	23 位	―

※　「市税」とは、市民税（個人・法人）、固定資産税、国有資産等所在市町村交付金、軽自動車税、市たばこ税及び都市計画税をいう（国民健康保険税を除く。）。「県内順位」は、さいたま市を含めた埼玉県内の市の中での順位。市の数は、平成 23 年度は 39 市、24 年度以降は 40 市

○自主財源比率（金額の単位：千円）

区分	H26	H27	H28	H29	H30
自主財源	40,549,880	39,402,544	39,228,852	40,027,931	42,163,309
歳入合計	67,250,025	68,555,491	66,470,057	67,648,225	69,576,084
自主財源比率	60.3%	57.5%	59.0%	59.2%	60.6%

※　「自主財源」とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。

◎将来負担比率

H26	H27	H28	H29	H30	めざそう値
0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下

※　「将来負担比率」市が将来負担することになる市債の残高等が、市税などの経常的な歳入に対してどの程度であるかを示す指標。この数値が大きくなると、将来、財政を圧迫する可能性が高くなる。

12　行政評価（第２２条関係）について

⑴　意義

行政評価を実施し、その結果を公表

⑵　具体的な取組

行政評価システムにより、事務事業評価を実施

⑶　成果指標等

（参考）事務事業評価の状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H26	H27	H28	H29	H30
継続	557 事業 (91.0%)	524 事業 (81.4%)	534 事業 (84.2%)	507 事業 (79.5%)	548 事業 (86.8%)
改善	5 事業 (0.8%)	—	—	—	—
拡大	11 事業 (1.8%)	31 事業 (4.8%)	26 事業 (4.1%)	57 事業 (8.9%)	19 事業 (3.0%)
縮小	6 事業 (1.0%)	11 事業 (1.7%)	4 事業 (0.6%)	8 事業 (1.3%)	12 事業 (1.9%)
完了	33 事業 (5.4%)	63 事業 (9.8%)	52 事業 (8.2%)	60 事業 (9.4%)	35 事業 (5.6%)
変更	—	8 事業 (1.2%)	16 事業 (2.6%)	6 事業 (0.9%)	16 事業 (2.5%)
廃止 断念	—	7 事業 (1.1%)	2 事業 (0.3%)	2 事業 (0.3%)	1 事業 (0.2%)
合計	612 事業 (100.0%)	644 事業 (100.0%)	634 事業 (100.0%)	638 事業 (100.0%)	631 事業 (100.0%)

※他の事業に統合・吸収された事業は、「完了」として計上

※平成 27 年度事業評価からシステム変更に伴い区分が変更

※期間変更と手段変更は、「変更」として計上